

令和6年度 路面下空洞調査委託

特記仕様書（案）

令和6年4月
大田区都市基盤整備部

特記仕様書

第一章 総 則

1 特記仕様書の適用及び一般事項

本特記仕様書は、「令和6年度 路面下空洞調査委託」に適用する。この特記仕様書に定めのない事項については、東京都の制定する最新版の各種委託標準仕様書等によることとする。

2 目的

本委託は、区が指定する道路において、路面下空洞の有無を非破壊にて調査することにより、路面の陥没による突発的な事故や被害を未然に防ぎ、道路の保全と道路交通の安全確保を図るものである。

3 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令や大田区諸規則等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。また、受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入し、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守しなければならない。

4 提出書類

受託者は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・同実施細目（大田区都市基盤整備部）」に基づき、監督員が指示する期日までに関係書類を提出すること。なお、この処理基準に定めがないものについては監督員と協議すること。

5 測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）の登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、区の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、業務内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から15日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに区に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

6 打合せ

打合せは、原則として業務着手時・中間時（2回）・完了時の計4回を行なうものとし、主任技術者は必ず立ち会うこと。ただし、その他、監督員が必要と認めた場合は打合せを行うこと。

打合せの資料は、業務の検討過程及び結果、確認事項、問題点等を明確に確認するこ

とができるものを作成することとする。また、事前に打合せ資料をメールにて PDF 形式で送付すること。

7 責任

受託者は、契約書及び仕様書を遵守し、誠実にその業務を遂行すること。また、受託者は契約完了後であっても、納入成果品の設計内容等に誤りが発見された場合は、直ちに訂正を行うものとする。

8 基準

受託者は、設計業務に当たり、最新の技術基準（施行令、基準、示方書、指針、要領、便覧、その他監督員の指示する基準）や参考図書（日本道路協会、土木学会等で発行している図書）を用いるものとする。なお、設計に関する基準等準拠すべき図書において、工期内に基準の改訂等があったときは、監督員と協議するものとする。加えて他事例の調査等により最新の情報を把握し、設計等に活用すること。

9 協議

協議は、必要に応じ随時、又は定期的実施する。

10 沿道住民等への対応

受託者は、調査路線の沿道住民及び道路利用者より問い合わせ等があった場合には、誠意ある適切な対応を行うとともに、その状況を監督員に報告すること。

11 資料等の作成

関係機関との協議、地元説明等のため、監督員から資料の請求があった場合、速やかに作成し提出すること。

12 安全管理

本委託の業務実施に当たり、屋外での作業を行う場合は、交通誘導員等を配置するなど、責任を持って業務実施中の安全を確保すること。必要がある場合は、所管する管理者等に連絡を取り業務を行うものとする。また、本委託実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害は、受託者の責任において解決するものとする。なお、作業中に事故が発生した時は、応急措置等の必要な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、被害の内容等について速やかに監督員に報告すること。

13 秘密の保持

受託者は、本契約の履行に当たり、「個人情報の保護に関する法律」「大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を厳守し、個人情報の漏えい・滅失の防止など適切な管理のために必要な措置を講じること。また、受託者は知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。この契約終了後も同様とする。

14 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関して、受託者は、許可のない複製及び配布を禁止し、保管場所の制限及び保管記録の作成、情報の送信、情報資産の運搬・提供時における暗号化・パスワード設定や施錠ケースの使用、復元不可能な処理をしての廃棄、信頼できるネット

ワーク回線の選択と保守、外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定等の対策をとり、情報セキュリティを確保すること。受注者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより大田区が被害を被った場合には、大田区は、受託者に損害賠償を請求することができる。なお、大田区が請求する損害賠償額は、大田区が実際に被った損害額とする。

15 資料の貸与

本委託の実施に当たり、受託者に必要な資料の貸与を行う。受託者は責任を持ってこれを管理し、その状況を記録した帳簿を備え、汚損等が無いよう取扱いには万全の注意を払うものとする。

16 再委託

業務の一部を再委託する場合、協力会社が大田区の競争入札参入資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

また、受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む）は、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。

17 疑義

本特記仕様書に定めのない事項、また、周辺条件の変化で疑義の発生した事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

18 業務計画書

受託者は、本委託を実施するに当たり監督員と協議の上、本委託の目的、を十分把握して、合理的かつ能率的に作業を遂行するため、適切な技術者の配置、使用機材の選定及び最適な作業工程を計画するものとする。

なお、業務計画書の内容に変更が生じる場合には、その都度、監督員と事前に協議すること。業務計画書には下記の事項を記入するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 工程表
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む）
- (10) 使用する主な機器
- (11) 安全管理・対策

その他

19 業務スケジュールの管理

受託者は、業務スケジュールを明確化し、監督員と受託者間で共有すること。

特に、業務工程上のクリティカルとなるポイントは、打合せ時等において、受委託者双方で確認しながら業務を進めること。

20 成果品の帰属

本委託の測定データを含む成果品の著作権及び所有権は、全て大田区に帰属するものとする。

21 支払の方法

検査終了後、受託者からの請求に基づき支払う。

第二章 業務内容

1 委託箇所

大田区全域（指定路線）

2 使用機材

- (1) 本業務に必要な資機材については、受託者にて準備する。
- (2) 道路交通法施行令第十四条の二第一項に基づき、東京都公安委員会に届け出た道路維持作業用自動車とする。

3 現地踏査

受託者は、路面下空洞調査に先立ち、調査対象路線の現地踏査を行い、道路・交通状況、障害物の状況、沿道周辺状況などを把握するものとする。

現地踏査の結果、探査車の進入が不可能なことが判明した調査対象路線については、監督員と協議し、調査方針を決定するものとする。

4 レーダー探査

- (1) 路面下空洞探査車を用いて路上を走行移動し、調査路線の路面下のレーダー探査を行い、路面映像、周辺状況等の同期連動データを解析し異常箇所を検出すること。
- (2) 作業中に舗装の危険を伴う箇所（ポットホールなど緊急に対応が必要なもの）を発見した場合は、速やかに区へ報告すること。

なお、空洞探査車による調査で空洞の可能性や位置関係等が不明な場合には、ハンディ型レーダー等による補足調査を実施すること。

- (3) 路面下空洞探査車は一般車両に対し安全・円滑な交通を確保するとともに、短時間でレーダー探査が行える自走式探査車を使用すること。
- (4) 調査幅員は、車両通行可能範囲とすること。ただし排水側溝等は除く。車両走行が不可能な場合はハンディ型等を使用するものとする。
一走行で調査幅員を確保できない場合は、複数回走行すること。
- (5) 使用する路面下空洞探査車(車載式レーダー)は、次に示す性能と同等以上のものとする。
(ア) 自走式電磁波地中レーダー探査車で、公道を調査するための安全装備を装着したもの。
(イ) 探査速度は、45km/h程度で行えるもの。

- (ウ) 探査深度は、1.5m 程度行えるもの。
- (エ) 探査幅は、調査対象路線の幅員に対して適切なものとする。
- (オ) 探査能力は(縦)50cm×(横)50cm×(厚)10cm 以上の空洞が確認できるもの。
※地中レーダーの設置間隔は 50cm 未満とする。ただし、地中レーダーの設置間隔が 50cm 以上の場合には複数回走行し、抽出基準以上の空洞を検出すればよいものとする。
- (カ) 表示・記録は、取得波形データをデジタル処理し、端末画面に表示し、磁気ディスク等で記録を行う。
- (キ) GPS 等を備え、異常箇所的位置情報を記録する機能を有するもの。

5 解析・評価

- (1) レーダー探査で得られたデータについて、異常データの見落とし等がないよう複数の技術者により現地状況等も加味した総合的な解析を行うこと。
- (2) 検出された異常箇所については、3方向(前方・左方・右方)の周囲の状況を撮影するとともに、現地へのマーキングを行い、空洞の可能性のある位置を明確にすること。
- (3) 既往の指標、舗装構成、周辺埋設物の状況等により異常箇所の陥没危険度評価および補修優先度を設定すること。なお補修優先度の詳細については、監督員と協議すること。
- (4) 異常箇所については、下記の事項を記載した「異常箇所調書」を作成すること。
 - (ア) 対象路線の道路を維持管理する管轄課の名称、路線番号、測定日、地先住所
 - (イ) 調査方向、車線区分、緯度・経度
 - (ウ) 空洞発生深度、縦横断方向の長さ
 - (エ) 陥没危険度、補修優先度、舗装種別、埋設物有無、埋設物の種類
 - (オ) 位置図(異常位置・進行方向・写真撮影方向を記載したもの)
 - (カ) 写真(前方・左方・右方の周囲状況を撮影したもの)
 - (キ) 写真(異常箇所付近を撮影したものに、空洞規模を記載したもの)
 - (ク) オフセット図(異常箇所の位置について、引照点(構造物等)からのオフセット距離を記載したもの。異常箇所付近に空洞の原因となり得る柵や人孔等が存在する場合には、オフセット図に記載すること。)
 - (ケ) 異常信号レーダー記録

- (5) 地図上に埋設物と異常信号箇所を明示した「埋設管合せ図」を作成すること。

6 報告書作成

受託者は、業務の成果として報告書を作成するものとする。

GIS データとして、調査路線・抽出異常箇所等の情報を含んだシェープファイルを作成すること。具体的な記載情報については、監督員と協議すること。

第三章 成果品

成果品については、以下のとおりとする。

なお、電子データの提出の際には必ず最新のウイルス情報等を反映した市販のウイルス駆除ソフトにより点検後、安全を確認してから提出すること。

- | | |
|---------------|----------|
| 1 報告書 | 4部 (A4版) |
| 2 その他区が指示する資料 | 1式 |
| 3 成果品の電子データ | 1式 |

図面、報告書、数量計算書など成果一式を格納した電子データ (DVD-R または CD-R) 2枚

なお、データファイル形式については、監督員との協議によるものとする。

本委託の電子成果品の納品は、別添の「電子納品運用ガイドライン(委託編)」に基づき実施すること。

- 4 その他監督員が指示したもの。

第四章 その他

1 提案

受託者は、委託の目的及び個々の調査の意図を十分に理解した上で作業にあたること。

なお、不明な点が生じた場合は、速やかに監督員に確認すること。

本委託において、設計における留意事項や追加で調査等を行う必要が生じた場合、課題を整理した上で、本委託目的達成のため積極的に提案すること。提案事項の実施については、監督員と協議の上決定するものとする

2 成果品に対する品質確保

区は、委託完成後1年以内に、天災や工事等による現場状況に変化のない状況において、異常箇所として報告されていない箇所で道路陥没又は空洞が発見された場合は、陥没箇所のレーダー探査結果の再精査及びその結果報告を求めることができる。なお、これにかかる費用は、受託者が負担するものとする。